

## 30. 償 却 制

減価償却の対象資産の	① 建物及びその附属設備      ② 構築物      ③ 機械及び装置 ④ 船 舶      ⑤ 航空機      ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品      ⑧ 鉱業権、特許権等19種類の無形固定資産      ⑨ 牛、馬、果樹等
普通償却方法	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備、構築物 定額法（注）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） 上記以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （注）平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については、定率法（※）も選択可。 （※）平19.4.1以後取得したものについては250%定率法、平24.4.1以後取得したものについては200%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生 物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務署長に届出をして増加償却を行うことができる。
陳化腐	なし
償の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。
特別償却	(1) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2） (5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3） (6) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4） (7) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の5の2） (8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（租法42の12の7） (9) 特定船舶の特別償却（措法43） ① 特定先進船舶に該当する外航船舶 イ 日本船舶 20% ロ 日本船舶以外のもの 18% ② 特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶 イ 日本船舶 17% ロ 日本船舶以外のもの 15% ③ 内航船舶 イ 高度環境負荷低減内航船舶 18% ロ 高度環境負荷低減内航船舶以外のもの 16% (10) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（措法43の2） ① ②以外の港湾隣接地域内において取得又は建設したもの 18% ② 港湾隣接地域（港湾法の緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限る。）内において取得又は建設したもの 22%

「法人税制度の概要」参照

## 度 の 概 要

特 別 償 却 (続)	<p>(11) 被災代替資産等の特別償却（措法43の3）</p> <p>① 建物等又は構築物</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ロ以外のもの 15%（中小企業者等は18%）</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 発災後3年以後に取得又は建設したもの 10%（中小企業者等は12%）</p> <p>② 機械装置</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ロ以外のもの 30%（中小企業者等は36%）</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 発災後3年以後に取得又は製作したもの 20%（中小企業者等は24%）</p> <p>(12) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等は6%）の特別償却（措法44）</p> <p>(13) 特定事業継続力強化設備等の20%の特別償却（措法44の2）</p> <p style="padding-left: 20px;">※令和5年4月1日以後に取得等をするものについては18%</p> <p>(14) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設の6%の特別償却（措法44の3）</p> <p>(15) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45）</p> <p>① 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域 34%（建物等は20%）の特別償却</p> <p>② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>③ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50%（建物等は25%）の特別償却</p> <p>④ 沖縄の離島の地域（旅館業用建物等） 8%の特別償却</p> <p>⑤ 過疎地域，半島振興対策実施地域，離島振興対策実施地域及び奄美群島 5年間32%（建物等は48%）の割増償却</p> <p>(16) 医療用機器等の特別償却（措法45の2）</p> <p>① 医療用機器 12%</p> <p>② 勤務時間短縮用設備等 15%</p> <p>③ 構想適合病院用建物等 8%</p> <p>(17) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の5年間12%の割増償却（措法46）</p> <p>(18) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（措法46の2）</p> <p>① 機械装置 5年間40%の割増償却</p> <p>② 建物等 5年間45%の割増償却</p> <p>(19) 特定都市再生建築物の割増償却（措法47）</p> <p>① 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却</p> <p>② 都市再生緊急整備地域内（①の地域に該当するものを除く。）において整備されるもの 5年間25%の割増償却</p> <p>(20) 倉庫用建物等の5年間10%の割増償却（措法48）</p> <p>※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。</p>
そ の 他	<p>（減耗償却）</p> <p>鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%（ただし、採掘所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後5年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は、益金に算入される。</p> <p>なお、5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除ができる。（この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。）</p> <p>また、国内鉱業者（国内鉱業者に準ずるものを含む。）が海外自主開発法人から取得した鉱物に係る採掘所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。</p>